

役員に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、役員に係る事項に関し、必要な事項を定める。

(業務執行理事の選定)

第2条 業務執行理事は代表理事が理事の中から指名し、理事会の承認により選定される。

(副代表理事)

第3条 定款に定める役員（代表理事、業務執行理事、理事、監事）以外に、副代表理事をおく。

2 副代表理事は1名以内とする。

3 副代表理事は代表理事が業務執行理事の中から指名し、理事会の承認により選定される。

4 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

(外部相談役)

第4条 定款に定める役員（代表理事、業務執行理事、理事、監事）以外に、外部相談役をおくことができる。

2 外部相談役は理事が推薦し、理事会の承認により選任される。

3 外部相談役は、この法人の運営について理事会を補佐する。

(報酬)

第5条 役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員報酬額は、別表1に定める金額として、理事会の承認を得て決定するものとする。

(改定)

第6条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2024年10月28日から施行する。